

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 28 日

県指定就労継続支援 A 型事業所 御中

沖縄県生活福祉部障害福祉課

指定就労継続支援 A 型事業所の経営状況調査票等の提出について(依頼)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定就労継続支援 A 型事業所における適正な運営のため、平成 29 年 4 月 1 日に指定基準および指定基準解釈通知が一部改正されたとともに、当該取扱いについても「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号）により示されたところです。

当該取扱いに基づき、経営状況の調査を実施しますので、下記のとおり提出をお願いします。

記

1 提出資料

- (1) 経営状況調査票（様式 1）
- (2) 経営改善計画書等（別紙様式 2-1 及び 2-2）（※注 1）

※注 1 (2)経営改善計画書等（別紙様式 2-1 及び 2-2）は、令和 6 年度において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以下（（①生産活動に係る収入－②生産活動に係る必要経費）＜ ③利用者の賃金総額）となった事業所のみ提出ください。（②生産活動に係る必要経費には利用者賃金は含めません）

2 提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）

3 提出方法

沖縄県ホームページの電子申請フォームに上記 1 の様式が用意されておりますので、直接入力し、申請してください。

（指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル＞1 事業者情報＞就労支援サービス事業者向け＞指定就労継続支援 A 型事業所の経営状況調査について(令和 7 年度調査)）

4 留意事項

提出後、詳細確認のため個別にヒアリングを行うことがあります。その場合は個別に連絡します。

5 問合せ先

沖縄県生活福祉部障害福祉課
事業指導支援班

TEL:098-866-2190 FAX:098-866-6916

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日号外厚生労働省令第 171 号）

（賃金及び工賃）

第百九十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

A 型事業所経営状況調査

1 調査対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの経営状況）

2 調査対象事業所

- (1) 令和 6 年 10 月 1 日以前に指定した A 型事業所とする（廃止・休止事業所は除く）。
＜考え方＞
 - ・事業開始から 6 ヶ月を目途に実地指導の対象となること（平成 29 年通知）、及び令和 6 年度の経営状況を調査対象とすることから、令和 6 年度内に 6 ヶ月以上の実績を有する事業所を対象とする。（前年度調査で、黒字の事業所も含む）
- (2) 令和 6 年 11 月 1 日以降に指定した事業所は、翌年度調査から対象とする。
- (3) 那覇市所管の事業所は除く。

3 更なる経営改善計画等を作成させることができる要件（平成 29 年 3 月通知）

○今後も改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合。

- (1) 経営改善計画期間中に生産活動に係る収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる。
- (2) 利用者の平均労働時間が長くなっている。
- (3) 利用者に支払う賃金総額が増えている。
（以下、平成 30 年 3 月通知により追加）
- (4) 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- (5) 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

4 回答後の対応

＜考え方＞

- (1) 提出書類上、3 の要件を満たさない事業所については、ヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングを経て、3 の要件を満たさないと判断される事業所については、早急に経営改善を求める内容を旨とする勧告・命令を検討する。